

1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額を基礎にして中間申告をする場合に使用します。
- (2) この申告書は、鹿児島市内に事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）を有する場合、鹿児島市長に
1 通を提出してください。
- (3) 申告書には、代表者の記名をお願いします。

2 各欄の記載のしかた

金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に記載します。

「※処理事項」

記載する必要はありません。

「法人番号」

法人番号（13 桁）を記載します。

「所在地」

本店の所在地を記載します。なお、2 以上の市町村に事務所等を有する法人が、鹿児島市内に支店等のみを有する場合には、主たる支店等の所在地も併記してください。

「法人名」

法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。

「事業種目」

事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載します。なお、2 以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付して記載してください。

「前期末現在の資本金の額又は出資金の額」

前事業年度又は前連結事業年度の末日現在の資本金の額又は出資金の額を記載します。なお、（ ）内には、当該事業年度又は連結事業年度開始の日から 6 月を経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を記載してください。

* 通算子法人は、当該事業年度の開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度開始の日から 6 月を経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を（ ）内に記載します。

※ 資本金の額又は出資金の額は、法人税の明細書（別表 5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します（カッコ内は除きます。）。

「前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」

前事業年度又は前連結事業年度の末日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載します。

※ 資本金の額及び資本準備金の額は、法人税の明細書（別表 5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。

「前期末現在の資本金等の額」

次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。

- (1) 連結申告法人以外の法人（（3）に掲げる法人を除きます。） 法第 292 条第 1 項第 4 号の 2 ロ又は地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定による改正前の法（以下「令和 2 年旧法」といいます。）第 292 条第 1 項第 4 号の 5 ロに定める額
- (2) 連結申告法人（（3）に掲げる法人を除きます。） 令和 2 年旧法第 292 条第 1 項第 4 号の 5 ハに定める額
- (3) 保険業法に規定する相互会社 政令第 45 条の 5 において準用する政令第 6 条の 24 第 2 号若しくは第 3 号又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 264 号）による改正前の政令（以下「令和 2 年旧政令」といいます。）第 45 条の 5 において準用する令和 2 年旧政令第 6 条の 25 第 2 号若しくは第 3 号に定める金額

「予定申告税額②」

- (1) ①の欄の金額に 6 を乗じて得た金額を前事業年度又は前連結事業年度の月数で除して算定します。なお、この月数は、暦に従って計算し、1 月に満たない端数を生じたときは、これを 1 月とします。
* 通算子法人で、当該事業年度開始の日から法第 321 条の 8 第 1 項又は第 2 項に規定する 6 月経過日の前日までの期間の月数（暦に従って計算し、1 月に満たない端数を生じたときは、これを 1 月とします。）が 6 以外である場合には、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載します。
- (2) この金額に 100 円未満の端数があるとき又はその全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。

「この申告により納付すべき法人税割額④」

この金額に 100 円未満の端数があるとき又はその全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。

「算定期間中において事務所等を有していた月数⑤」

この月数は暦に従って計算し、1 月に満たないときは 1 月とし、1 月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。
(3 月 31 日決算法人の例：9 月 20 日新設の場合は 1 月、9 月 20 日廃止の場合は 5 月となります)
なお、算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合は、その月数には新設又は廃止の日を含みます。

「円×⑤÷12 ⑥」

- (1) この金額に 100 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てた金額を記載します。
 - (2) 指定都市に申告する場合には、「指定都市に申告する場合の⑥の計算」の欄の合計額又は第 20 号様式別表 4 の 3 の「計」欄の金額を記載します。
- ※ 均等割の税率区分の基準は、「前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」又は「前期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用います。

「鹿児島市分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数」

当該事業年度又は連結事業年度開始の日から 6 月を経過した日の前日現在における事務所等又は寮等の従業者の数を記載します。なお、新設又は廃止された事務所等にあっても、その算定期間の末日現在における従業者の数を記載します。

* 通算子法人は、当該事業年度の開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度開始の日から 6 月を経過した日の前日現在の従業者の数を記載します。

「前事業年度の法人税割額の明細」(⑨から⑳までの各欄)

(1) ⑨から⑯までの各欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度又は前連結事業年度の確定申告書に記載した金額を記載します。

(2) ⑨の欄は、前事業年度又は前連結事業年度の確定申告書に記載した第 20 号様式の⑤の欄の金額を記載します。

(3) ⑱の欄は、⑨の欄のかつこ内の金額に前事業年度又は前連結事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額を記載します。

(4) 市町村内に恒久的施設を有する外国法人の⑨から⑯までの各欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度の第 20 号様式別表 1 の 2 に記載した法人税法第 141 条第 1 号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の合計額を記載します。

※ 2 以上の市町村に事務所等を有する法人の⑱の欄は、⑩の欄の金額に⑨の欄のかつこ外のコの金額に対する同欄のかつこ内の金額の割合を乗じて得た金額を記載します。

「通算親法人の事業年度の期間」

通算子法人が、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度の期間を記載します。

「法第 15 条の 4 の徴収猶予を受けようとする税額」

2 以上の市町村に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第 1 号様式による届出書に代えようとするものが記載します。この場合において記載する金額は、④の欄に記載した金額と同額になります。

「指定都市に申告する場合の⑥の計算」

指定都市に申告する場合にのみ、次により記載します。

(1) 事務所等又は寮等の所在する区ごとに記載します。

(2) 「※区コード」の欄は記載する必要はありません。

(3) 「従業者数」の欄は、法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における事務所等又は寮等の従業者の数を記載します。なお、新設又は廃止された事務所等にあっても、その算定期間の末日現在における従業者の数を記載します。

均等割の税率

区 分	税率	
	鹿児島市内の従業者数の合計数(注2)	
資本金等の額(注1)	50人以下	50人超
①法人税法別表第一の公共法人及び地方税法第294条第7項の公益法人等で収益事業を行うもの（法人税法別表第二の独立行政法人で収益事業を行うものを除く） ②人格のない社団等 ③一般社団法人及び一般財団法人（非営利型法人を除く） ④保険業法の相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（①～③の法人を除く）	5万円	
1,000万円以下	5万円	12万円
1,000万円超 1億円以下	13万円	15万円
1億円超 10億円以下	16万円	40万円
10億円超 50億円以下	41万円	175万円
50億円超	41万円	300万円

注1「資本金等の額」とは、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額です。

平成27年4月1日以後に開始する最初の事業年度から、「資本金等の額」とは、地方税法292条第1項第4号の5に規定する額です。ただし、「資本金等の額」が「資本金の額及び資本準備金の合算額又は出資金の額」に満たない場合は、「資本金等の額」が「資本金の額及び資本準備金の合算額又は出資金の額」となります。

注2「従業者数の合計数」とは、この申告に係る事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在における一の区内の事務所又は寮等の従業者数の合計数です。